

平成 25 年度第 3 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 26 年 2 月 28 日

ソニー生命保険株式会社

平成 25 年度第 3 四半期(平成 25 年 10 月～平成 25 年 12 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳
平成 25 年度第 3 四半期(平成 25 年 10 月～平成 25 年 12 月)

	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	1	0	0	5	6	1	98	56	0	4	159
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	16	0	0	0	16	7	14	5	0	0	26
	支払事由非該当	1	0	35	5	41	0	43	2,550	5	7	2,605
	その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	6
お支払い非該当件数合計	18	0	35	10	63	8	156	2,612	5	15	2,796	2,859
お支払い件数合計	1,222	12	39	453	1,726	629	31,485	20,210	17	2,836	55,177	56,903

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 24 年度				平成 25 年度		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
お支払い件数合計	52,563 件	53,954 件	54,068 件	53,519 件	55,965 件	57,040 件	56,903 件
お支払い非該当件数合計	2,576 件	2,619 件	2,708 件	2,619 件	2,759 件	2,702 件	2,859 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 25 年度第 3 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
無効(その他)	がん診断給付金 がん入院給付金 退院後療養給付金	<p>被保険者は、「前立腺癌」により入院され、がん保険のがん診断給付金、がん入院給付金および退院後療養給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より、がん給付の責任開始期の前日までに「前立腺癌」と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効()とし、がん診断給付金、がん入院給付金および退院後療養給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに、がんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、右尿管結石症により体外衝撃波右腎・尿管結石破碎術を平成 25 年 11 月 8 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、被保険者は平成 25 年 10 月 11 日に受けられた同手術について、過去にご請求され手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術の「衝撃波による体内結石破碎術」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金	<p>被保険者は、神経因性骨盤臓器症候群により入院されたとして、疾病入院初期給付金および疾病入院給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より、ご契約以前に当該疾病にて 28 日間入院されていたことが判明いたしました。</p> <p>判明した入院は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます。疾病入院初期給付金と疾病入院給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

以上